

3総防管第1207号
令和3年6月18日

各区市町村長 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年6月17日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、今般の緊急事態宣言の終了、まん延防止等重点措置の実施に伴い改定された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されました。

その概要は、①イベントの開催制限（人数上限、収容率等の規模要件に沿った開催要請等）、②施設の使用制限（飲食店等に対する営業時間短縮要請、酒類提供の停止要請等、「イベント関連施設等」、「イベントを開催する可能性がある施設」及び「参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設」に対する営業時間短縮要請等）、③外出の自粛（措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請等）等について、示されております。

都としては、6月21日から7月11日までの取扱いについて、6月18日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、別紙「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」のとおり決定しております。

各区市町村におかれましては、関係機関等への周知及び対応について、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があることにご留意ください。

また、7月12日以降の取扱いについては、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部における決定後、別途通知いたします。

都道府県等においては、本事務連絡等の催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和3年6月17日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和3年4月27日付け事務連絡により通知したとおり、同年7月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされている。また、同年5月28日付け事務連絡により通知したとおり、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱いについては、別途通知することとされている。

特定都道府県、重点措置区域である都道府県及びその他の都道府県の催物の開催制限等については、当面8月末まで下記のとおり取り扱うこととし、また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱いについて、併せて示すので、留意されたい。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、緊急事態措置の概要は別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。また、9月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

記

1. 催物の開催制限

(1) 特定都道府県

① 催物の開催制限の目安等

- 基本的対処方針の三（3）2）等に基づき、催物開催の目安を以下のとおりとする。